



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定・2件（環境保全課）…………… 1
- 公金の収納に関する事務の委託（住宅課）…………… 1

公 告

- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第255号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年6月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 北谷町字砂辺1番8の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第256号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年6月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 北谷町字砂辺1番9の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第257号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和7年6月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス

- (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年6月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・14号浦添西原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字翁長
- 3 縦覧期間 令和7年6月24日から同年7月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び西原町建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は西原町建設部都市整備課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--